

空家法と大府市空家等対策の推進に関する条例の概念図

目的

法の施行に必要な事項を定めるとともに、空家等及び類似空家等の発生の予防、適正な管理及び活用について必要な事項を定めることにより、市、所有者等、市民及び事業者が協力して良好な生活環境のお膳及び地域の活性化を図ることとする。

定義

- 法
- 空家等：法に規定する空家等
 - 管理不全空家等：放置すれば特定空家等に該当する空家等
⇒国が定める(告示)基本指針に即す。
 - 特定空家等：特に管理不全な状態の空家等
- 条例
- 類似空家等：空家等に準じる状態であるもの
 - 特定類似空家等：特に管理不全な状態の類似空家等

条例の対象

類似空家等
(相当期間(1年未満)使用されていないもの)

特定類似空家等

類似空家等

(長屋・共同住宅で空き部屋があるもの)

特定類似空家等

法の対象

空家等
(使用されていないことが常態(概ね1年)であるもの、全戸空家の長屋・共同住宅)

管理不全空家等

特定空家等

責務・役割

- 市
⇒施策の実施、必要な措置
- 所有者等
⇒適切な管理、活用、施策への協力
- 市民
⇒施策への協力、発生の予防、情報提供
- 事業者
⇒施策への協力、活用・流通の促進

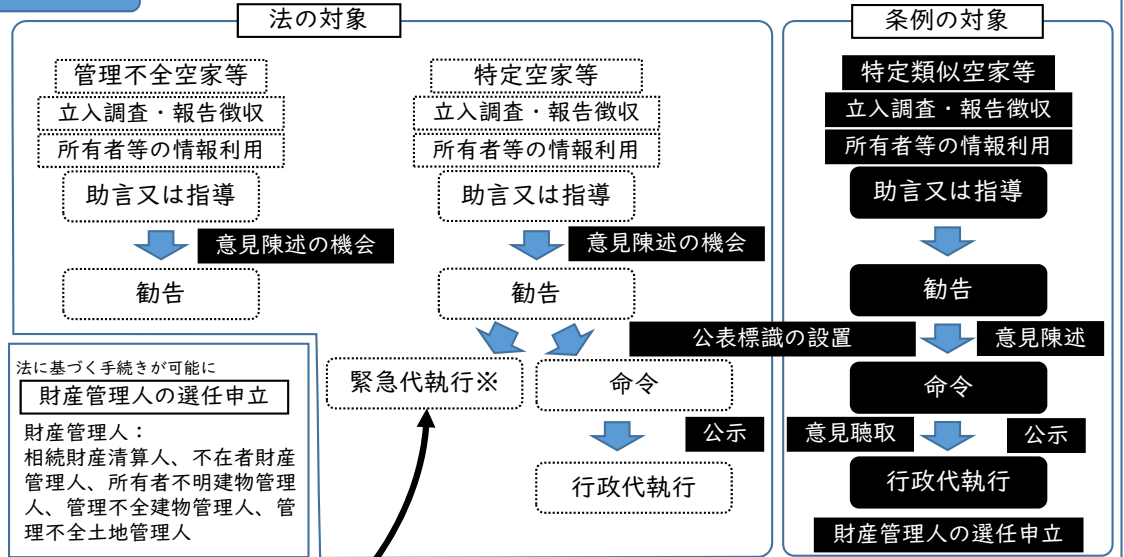


協議会

大府市空家等対策協議会の設置

- ・所掌事務
⇒管理不全空家等に関すること
- ・協議会の組織について規定する。

手続の補完



措置の補完

緊急代執行※

特定空家等に認定し、勧告後において相当の猶予をもって命令することとしていたが、緊急を要する場合には、命令を行わず代執行可能。
⇒通常の代執行と同様にかかった費用は強制徴収が可能

緊急安全措置

特定(類似)空家等の認定前の(類似)空家等で、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫しているときは、必要最小限の措置を実施

※法の緊急代執行と条例で定める緊急安全措置は、対象・措置内容が異なる(別物)。

過料

- ・立入調査、報告を拒み、妨げ、又は忌避した者
- ・標識を毀損した者
- ・命令に違反した者

※報告徴収権を立入調査の条文に追記するため、過料も整合を図る。

白文字：条例に独自に規定している事項